

球磨村告示第27号

令和7年第4回球磨村議会定例会を次のとおり招集する。

令和7年6月6日

球磨村長 松谷 浩一

1 期 日 令和7年6月17日

2 場 所 球磨村議会議場

○開会日に応招した議員

永椎樹一郎君

西林 尚賜君

宮本 宣彦君

板崎 壽一君

東 純一君

嶽本 孝司君

舟戸 治生君

高澤 康成君

田代 利一君

6月18日に応招した議員

同 上

6月19日に応招した議員

〃

6月20日に応招した議員

〃

○応招しなかった議員

令和7年 第4回 球磨村議会定例会会議録(第1日)

令和7年6月17日(火曜日)

場所 球磨村議会議場

議事日程(第1号)

令和7年6月17日 午後1時40分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 一部事務組合議会報告
- 日程第4 請願書について
- 日程第5 承認第1号 専決処分の報告及び承認について(球磨村税条例の一部を改正する条例)
- 日程第6 承認第2号 専決処分の報告及び承認について(球磨村国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 日程第7 承認第3号 専決処分の報告及び承認について(令和6年度球磨村一般会計補正予算)
- 日程第8 承認第4号 専決処分の報告及び承認について(令和6年度球磨村国民健康保険特別会計補正予算)
- 日程第9 承認第5号 専決処分の報告及び承認について(令和6年度球磨村簡易水道特別会計補正予算)
- 日程第10 報告第2号 令和6年度球磨村一般会計予算繰越明許費繰越計算書について
- 日程第11 報告第3号 令和6年度球磨村一般会計予算事故繰越し繰越計算書について
- 日程第12 報告第4号 令和6年度球磨村簡易水道特別会計予算繰越明許費繰越計算書について
- 日程第13 議案第30号 財産の処分について(村有林の法正林化)
- 日程第14 議案第31号 工事請負契約の締結について(グラウンド仮設団地改修工事(グラウンド側4列目))
- 日程第15 議案第32号 工事請負変更契約の締結について(村道渡大槻線緊急自然災害防止対策工事)
- 日程第16 議案第33号 工事請負変更契約の締結について(沖鶴橋配水管災害復旧工事)
- 日程第17 議案第34号 球磨村診療所の設置及び管理に関する条例の制定について

- 日程第18 議案第35号 球磨村情報通信施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第36号 令和7年度球磨村一般会計補正予算について
- 日程第20 議案第37号 令和7年度球磨村国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第21 議案第38号 令和7年度球磨村後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 日程第22 議案第39号 令和7年度球磨村簡易水道特別会計補正予算について
- 日程第23 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第24 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第25 発議第3号 球磨村議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第26 発議第4号 球磨村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 一部事務組合議会報告
- 日程第4 請願書について
- 日程第5 承認第1号 専決処分の報告及び承認について（球磨村税条例の一部を改正する条例）
- 日程第6 承認第2号 専決処分の報告及び承認について（球磨村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第7 承認第3号 専決処分の報告及び承認について（令和6年度球磨村一般会計補正予算）
- 日程第8 承認第4号 専決処分の報告及び承認について（令和6年度球磨村国民健康保険特別会計補正予算）
- 日程第9 承認第5号 専決処分の報告及び承認について（令和6年度球磨村簡易水道特別会計補正予算）
- 日程第10 報告第2号 令和6年度球磨村一般会計予算繰越明許費繰越計算書について
- 日程第11 報告第3号 令和6年度球磨村一般会計予算事故繰越し繰越計算書について
- 日程第12 報告第4号 令和6年度球磨村簡易水道特別会計予算繰越明許費繰越計算書について

- 日程第13 議案第30号 財産の処分について（村有林の法正林化）
- 日程第14 議案第31号 工事請負契約の締結について（グラウンド仮設団地改修工事（グラウンド側4列目））
- 日程第15 議案第32号 工事請負変更契約の締結について（村道渡大槻線緊急自然災害防止対策工事）
- 日程第16 議案第33号 工事請負変更契約の締結について（沖鶴橋配水管災害復旧工事）
- 日程第17 議案第34号 球磨村診療所の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第18 議案第35号 球磨村情報通信施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第36号 令和7年度球磨村一般会計補正予算について
- 日程第20 議案第37号 令和7年度球磨村国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第21 議案第38号 令和7年度球磨村後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 日程第22 議案第39号 令和7年度球磨村簡易水道特別会計補正予算について
- 日程第23 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第24 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第25 発議第3号 球磨村議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第26 発議第4号 球磨村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について

出席議員（9名）

- | | | | |
|------|--------|-----|--------|
| 1 番 | 永椎樹一郎君 | 2 番 | 西林 尚賜君 |
| 3 番 | 宮本 宣彦君 | 4 番 | 板崎 壽一君 |
| 5 番 | 東 純一君 | 7 番 | 嶽本 孝司君 |
| 8 番 | 舟戸 治生君 | 9 番 | 高澤 康成君 |
| 10 番 | 田代 利一君 | | |

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

説明のため出席した者の職氏名

村長	松谷 浩一君	副村長	上薮 宏君
教育長	大瀬 克彦君	政策審議監	門垣 文輝君
総務課長	高永 幸夫君	復興推進課長	蔵谷 健君
税務住民課長	大岩 正明君	保健福祉課長	友尻 陽介君
産業振興課長	淋 辰生君	農業委員会事務局長	山口 智幸君
建設課長	毎床 公司君	会計管理者	松舟 祐二君
教育課長	毎床 貴哉君		

午後 1 時40分開会

○議長（舟戸 治生君） 本日は第4回定例会が招集されましたところ、定足数に達しておりますので、ただいまから令和7年第4回球磨村議会定例会を開会します。

会議に先立ち、まず3月定例会以降の行事と諸般の報告をします。

それぞれの行事につきましては、お手元に配付してあるとおりですので、報告書をもって報告に代えさせていただきます。

続いて、3月定例会以降の例月出納検査について、議会選出監査委員板崎壽一君にその報告をお願いします。4番、板崎壽一君。

○議員（4番 板崎 壽一君） 監査報告をいたします。3月定例議会以降の例月出納検査の結果についてご報告を申し上げます。

令和7年2月、3月、4月分の結果については、報告書のコピーをお手元に配付しておりますが、検査の結果につきましては、それぞれ何ら不正、非違の点は見受けられず、全て適正でありました。

なお、数値等の詳細については、報告書を事務局に備えてありますので、御覧ください。

以上で、例月出納検査の報告を終わります。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第1、会議録署名議員の指名について、会議規則第123条の規定によって指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、4番、板崎壽一君、5番、東純一君を指名します。

日程第2. 会期の決定について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日6月17日から6月20日までの4日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日6月17日から6月20日までの4日間とすることに決定しました。

日程第3. 一部事務組合議会報告

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第3、一部事務組合議会の報告を行います。

人吉球磨広域行政組合議会の報告をお願いします。1番、永椎樹一郎君。

○議員（1番 永椎樹一郎君） 1番です。こんにちは。人吉球磨広域行政組合議会の報告をいたします。

まず、令和7年第1回人吉球磨広域行政組合定例会2日目が令和7年3月25日午前10時から人吉球磨クリーンプラザ大会議室で開催をされました。

まず、議案第1号から議案第5号の条例案件と、議案第7号及び議案第8号の当初予算案の案件の7件について、事務局長から補足説明を受け、議案ごとに審議採決を行いました。

日程第1、議案第1号人吉球磨広域行政組合新ごみ処理施設建設検討委員会設置条例の制定について、日程第2、議案第2号人吉球磨広域行政組合給与条例等の一部を改正する条例の制定について、日程第3、議案第3号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、日程第4、議案第4号育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、日程第5、議案第5号人吉球磨広域行政組合人吉球磨ふるさと市町村圏計画基本構想の議会の議決に関する条例及び人吉球磨広域行政組合人吉球磨ふるさと市町村圏計画策定審議会設置条例を廃止する条例の制定について、日程第6、議案第7号令和7年度人吉球磨広域行政組合一般会計予算、この6件については、質疑の後、簡易採決を行い、原案のとおり可決をいたしました。

日程第7、議案第8号令和7年度人吉球磨広域行政組合一般会計経費の負担金の総額は議決の特例に関わるため、質疑の後、起立採決を行い、全員起立で原案のとおり可決をいたしました。

日程第8、新ごみ処理施設建設に関する調査特別委員会委員長報告については、議会での朗読を省略し、報告書のとおり会議録に掲載することが図られ、了承をされました。

日程第9、委員会の閉会中の継続調査については、議会運営委員会及び新ごみ処理施設建設に

関する調査特別委員会の申出のとおり了承をされました。

以上で、定例会 2 日目の審議を終了し議会を閉会いたしました。

次に、令和 7 年第 2 回人吉球磨広域行政組合臨時会が令和 7 年 5 月 28 日午後 2 時から人吉球磨クリーンプラザ大会議室で開催をされました。

日程第 1、議席の指定では、相良村議会改選により新たに選出をされました川邊一徳議員の議席を 14 番、古川渉議員の議席を 15 番に、議長から指定されました。加えて新ごみ処理施設建設に関する調査特別委員会の委員に指名されました。

日程第 2、会議録署名の議員の指名では、人吉市、2 番、牛塚孝浩議員、同じく、人吉市、3 番、宮崎保議員が指名をされました。

日程第 3、会期の決定では、球磨村、田代利一議会運営委員会委員長の報告を受け、会期を 5 月 28 日の 1 日間に決定をいたしました。

日程第 4、議会運営委員会委員の選出では、欠員となっている委員 1 名を下球磨地域の議員から選出し、錦町、7 番、吉田眞二議員が議長から指名をされました。

議案第 9 号及び同意第 2 号の 2 件について、代表理事から提案理由の説明を事務局長から補足説明を受け、議案ごとに審議採決を行いました。

日程第 5、議案第 9 号令和 7 年度人吉球磨広域行政組合一般会計補正予算（第 1 号）は、質疑の後、簡易採決を行い、原案のとおり可決をいたしました。

日程第 6、同意第 2 号監査委員の選任につき同意を求めることについては、質疑の後、簡易採決を行い、原案のとおり同意いたしました。

日程第 7、議員の派遣については、議員補充及び任期満了に伴う改選により、新たに選出をされました多良木町相良村の組合議員、そして今後選出をされるであろう五木村の組合議員の組合視察研修と全議員による先進地視察研修を行うことが決定をされました。

最後に、組合議会会議規則第 43 条の規定により、議決された事件についての条項、字句、数字、その他の整理を議長に委任することが決定し、閉会をいたしました。

以上、人吉球磨広域行政組合議会の報告を終わります。

○議長（舟戸 治生君） 次に、人吉下球磨消防組合議会の報告をお願いします。5 番、東純一君。

○議員（5 番 東 純一君） 改めまして、こんにちは。お疲れさまです。それでは報告いたします。

令和 7 年 5 月 19 日、人吉下球磨消防組合消防本部議場において開かれました令和 7 年 5 月第 2 回人吉下球磨消防組合議会臨時会の議会結果を報告いたします。

会議の結果。

日程第 1、仮議席について。臨時議長から着席の議席を指定をされました。

日程第2、議長の選挙について。4月の相良村議会の改選により、前議長であった相良村選出の永田博人議員の任期満了に伴い、構成市町村議会議員で構成する消防組合議会において、議長が空席となったため選挙が必要となったものです。

指名推選により錦町選出の竹田農利人議員が選出をされました。

日程第3、議席の指定においては、1番、黒木正照議員、相良村、2番、松村太議員、人吉市、3番、平田清吉議員、人吉市、4番、西孝恒議員、山江村、5番、東純一、球磨村、6番、川邊正美議員、五木村、7番、村山恵一議員、人吉市、8番、竹田農利人議員、錦町。

以上、それぞれ選出議員が指定をされました。

日程第4、会期の決定では、令和7年5月19日1日間と決定をいたしました。

日程第5、会議録署名議員の指名においては、4番、西孝恒議員、山江村、5番、東純一、球磨村を指名されました。

日程第6、報告第1号令和6年度人吉下球磨消防組合一般会計繰越計算書の報告について。

令和6年度中央署高規格救急自動車整備事業及び消防本部中央消防署庁舎移転事業について報告するものであります。

消防費、令和6年度中央署高規格救急自動車整備事業は金額4,133万8千円、消防本部中央消防署庁舎移転事業は金額が1億1,865万9千円です。

以上、2つの事業金額が報告をされました。詳細につきましては資料において確認をお願いしたいと思います。

以上で、消防組合からの報告を終わります。

○議長（舟戸 治生君） 以上で、一部事務組合議会の報告を終わります。

日程第4. 請願書について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第4、請願書を議題とします。

本日までに受領した請願はお手元に配付してあるとおりです。

一般社団法人人吉医師会会長友永和宏氏から提出された人吉球磨準看護学院へのさらなる支援を求める請願については議会運営委員会に、一般社団法人球磨村山村活性化協会代表理事富永知敬氏から提出された法人解散の清算金の支払いに関する請願書については総務文教常任委員会に付託しましたので報告します。

ここで、教育長より発言の申出があっておりますので、これを許可します。教育長、大瀬克彦君。

○教育長（大瀬 克彦君） ただいま議長のお許しを頂きましたので、一言ご挨拶を申し上げます。

昨年度末の村議会におきまして教育委員会教育長任命の議会同意をいただきましたこと、心か

ら感謝申し上げます。ありがとうございました。

教育長の職を担うことになりましたが、日々職責の重さを痛感しながらの毎日でございます。球磨村教育振興基本計画の基本理念には「ふるさとを愛し、未来をたくましく生き抜く人づくり」を述べられております。この基本理念を根底に置きながら球磨村の教育振興のために努力していく所存です。

どうか皆様方のご指導ご便達をよろしくお願い申し上げ、簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。

日程第 5 承認第 1 号 専決処分の報告及び承認について（球磨村税条例の一部を改正する条例）

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第 5、承認第 1 号専決処分の報告及び承認について（球磨村税条例の一部を改正する条例）を上程します。

本案件について、提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 改めまして、皆さん、お疲れさまでございます。

令和 7 年第 4 回球磨村議会定例会の開会に当たりご挨拶申し上げます。

議員の皆様におかれましては、本日は午前中から全協そしていろんな検討の結果、午後からではございますけれども、この議会を開催していただきますこと改めてお礼を申し上げたいと思います。

そして、報道関係の皆様方にも午前からの対応ということで、午後は傍聴、本当にありがとうございます。

今回の定例会では、承認 5 件、報告 3 件、議案 10 件、諮問 2 件を上程させていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、上程いただきました承認第 1 号専決処分の報告及び承認について、提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正は、令和 6 年 12 月 27 日に閣議決定された令和 7 年税制改正大綱を基に物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応とする地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、球磨村税条例の一部を改正するものでございます。

ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（舟戸 治生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから本案件の審議を行います。

ご審議をお願いします。質疑ありませんか。1 番、永椎樹一郎君。

○議員（1 番 永椎樹一郎君） 1 番です。この前、全協の中でご説明を頂きました。今回、先ほど、今、村長の提案理由にありましたように、物価高騰局面における税負担の調整及び就業調整

へのということで、令和7年度の税制改正の大綱に基づく改正だと思いますけれども、確認です。

大きく分かれて個人住民税、それと特定ですね、18歳、19歳以上と23歳までの子どもさんをお持ちのところの所得が、今まで所得があったのを、それを撤廃ということになったんだろうと。

それと扶養控除の減額といいますか、扶養控除の所得条件の引下げだったですかね、引上げだったですかね。

それと、固定資産税自体のマンションとかなんかということで、うちには関係ないということのご説明だったんだろうと思いますけれども、それとたばこ、たばこ税が今加熱式——私も加熱式たばこを吸いますけど、その税制の負担税額の負担が変わってくるということでございましたけども、その、今、言ったこと以上に、この条例の中にほかにも何か、こう、うちに関係するといいますか、球磨村に関係するのがほかにも何かあるなら教えていただきたいと思う。私が今言うところでの改正だけでということであれば、それで結構なんですけども、ほかに先ほど言いましたように固定資産税等々はマンションとか等々にはうちは関係ございませんが、今回は。関係ないと思いますけれども、ほかに何か球磨村にとってあれば教えていただきたいと思いますけれども。

○議長（舟戸 治生君） 税務住民課長、大岩正明君。

○税務住民課長（大岩 正明君） お答えします。

今回の税制改正の中では球磨村に該当するところで、令和2年7月豪雨災害によりまして被災されました方々の滅失損壊した家屋に代わるものと、市町村が認める家屋を災害の発生した日から日が属する年の翌年の3月31日から起算して4年を経過する日までの間に、新たに家屋等を取得し、または改築した場合には当該取得または改築された家屋に対する固定資産税について4年度分に限り、被災家屋の床面積相当分の税額の2分の1に相当する額を減額する特例措置が令和7年3月31日まで措置されておりました。これがさらに2年間延長ということになっております。

以上でございます。

○議長（舟戸 治生君） 1番、永椎樹一郎君。

○議員（1番 永椎樹一郎君） 議長、今のこの議案については理解をできましたんですけども、関連でちょっと質問してよろしゅうございます。固定資産税のことについてよろしゅうございますかね。

○議長（舟戸 治生君） はい、どうぞ。

○議員（1番 永椎樹一郎君） 村長にちょっとお尋ねをしたいと思いますけども。村長もお耳に入っていると思います共有林がございますですね。で、中身はこう分かれておるんですね、それ

ぞれ個人で。でも今はその共有の代表者がその1件1件の徴収をし、ここに税金を収めるという
か、口座でもするんですけど、これは以前から言っておりました。

やっぱりもう、所得者といいますか、不明者が多かったり、もう子どもさんもいなくて、子どもさんも都会に出られて誰もいないところは、その共有の代表者が、その分の税金を払わないと
ですよね。これは地方税法でいけば、やっぱりそこはもうしっかりと決まっているから、村だけ
で単独ではできないということでお話は以前お聞きしましたんですが、私が言いたいのは、村長、
町村会等々でご要望に行かれますよね。球磨村だけの問題じゃないと思います。

特に田舎はやっぱりそういうところがあるんだろうと思います、ほかの町村にも。ぜひそうい
うことの改善、地方税法の改善、日本全国あると思いますので、それを合同要望化なんかの中
に入れていただくことはできないのかお伺いをしたいと思います。

○議長（舟戸 治生君） 村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） お答えします。

今議員言われることは、本当に以前からの球磨村の大きな課題でございますので、それにつ
いては町村会あたりでしっかり提案をして要望ができるようにしたいと思います。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） ほかに質疑ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告がありません
ので、これから採決をいたします。

お諮りします。承認第一号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、承認第1号は原案のとおり承認され
ました。

日程第6．承認第2号 専決処分の報告及び承認について（球磨村国民健康保険税条例の一 部を改正する条例）

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第6、承認第2号専決処分の報告及び承認について（球磨村
国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を上程します。

本案件について、提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 上程いただきました承認第2号専決処分の報告及び承認について、提案
理由をご説明申し上げます。

今回の改正は、地方税法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、国民健康保険税の課税限

度額を引き上げるとともに、国民健康保険税の軽減措置について5割軽減及び2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準を改正するものでございます。

ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（舟戸 治生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから本案件の審議を行います。

ご審議をお願いします。3番、宮本宣彦君。

○議員（3番 宮本 宣彦君） 今回の保険税の軽減措置について5割軽減及び2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準を改正するというような項目がございます。

この中で5割軽減、2割軽減、戸数、世帯数が分かれば教えていただけませんか。

○議長（舟戸 治生君） 税務住民課長、大岩正明君。

○税務住民課長（大岩 正明君） ここに私が今、持っておりますのは、令和6年度7月1日本課税での一応数値になっておりますけれども、全体の世帯で495世帯、国保742人おられますけれども、そのうち5割軽減が74世帯132人、それから2割軽減が36世帯60人となっております。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 3番、宮本宣彦君。

○議員（3番 宮本 宣彦君） 昨今の物価高によりまして日本全国同じような現象かと思えますけれども、特にこの山村地域に住んでいる方々というのは物価高の中でかなり生活が苦しい状態になってきているのが現実かと思えます。

そういう中で国保該当者の方々が、自分の所得の中から、収入の中から健康保険税を払っておられるわけですが、ぜひその辺は十分お酌み取りいただき、その現状として数字上はこういうような数字になってくるんでしょうけれども、今後の村民の方々の生活に困窮が出ないように十分中身を精査しながら、また、ほかの施策についても十分対応をよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） ほかにありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告ありませんので、これから採決をいたします。

お諮りします。承認第2号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、承認第2号は原案のとおり承認されました。

日程第 7. 承認第 3 号 専決処分の報告及び承認について（令和 6 年度球磨村一般会計補正予算）

日程第 8. 承認第 4 号 専決処分の報告及び承認について（令和 6 年度球磨村国民健康保険特別会計補正予算）

日程第 9. 承認第 5 号 専決処分の報告及び承認について（令和 6 年度球磨村簡易水道特別会計補正予算）

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第 7、承認第 3 号専決処分の報告及び承認について（令和 6 年度球磨村一般会計補正予算）から、日程第 9、承認第 5 号専決処分の報告及び承認について（令和 6 年度球磨村簡易水道特別会計補正予算）までは、令和 6 年度一般会計及び各特別会計の補正予算についての議案ですので、3 議案を一括して上程します。

本案件について、提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 一括上程いただきました承認第 3 号から承認第 5 号専決処分の報告及び承認について、提案理由をご説明申し上げます。

まず、承認第 3 号専決処分の報告及び承認について（令和 6 年度球磨村一般会計補正予算）についてご説明申し上げます。

今回の補正予算では歳入歳出ともに決算見込みによる補正を行っております。なお、歳入総額の実績から今後見込まれる災害復興事業等に備えて、各種基金の積立てを行っております。

また、繰越明許費につきましては、新たに繰越しが必要となった事業、及び既に議決を頂いた事業の繰越額が変更になりましたので第 2 表にお示しし、詳細についても借入額等に応じた限度額に補正するものを第 3 表にお示ししております。

このようなことから今回は 2 億 9,356 万 2 千円を追加し予算総額を歳入歳出それぞれ 6 億 3,411 万円として、令和 7 年 3 月 31 日に専決処分をさせていただいております。

次に、承認第 4 号専決処分の報告及び承認について（令和 6 年度球磨村国民健康保険特別会計補正予算）についてご説明申し上げます。

今回の補正予算では歳入歳出ともに決算見込みによる予算の補正を行っております。

まず、歳出につきましては、保険給付費において決算見込みに合わせ減額しております。

歳入につきましては、県補助金において確定額に合わせて交付金を減額しております。また、繰越金において決算見込みに合わせ増額しております。

このようなことから今回は 1,500 万円を減額し予算総額を歳入歳出それぞれ 4 億 8,854 万円として令和 7 年 3 月 31 日に専決処分をさせていただいております。

最後に、承認第 5 号専決処分の報告及び承認について（令和 6 年度球磨村簡易水道特別会計補正予算）についてご説明申し上げます。

今回の補正予算では災害復旧補助金の実績に伴う歳入歳出の減額補正を行っております。

このようなことから今回9万9千円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ1億9,747万2千円として令和7年3月31日に専決処分をさせていただいております。

以上、専決処分を行いました令和6年度一般会計並びに各特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（舟戸 治生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから本案件の審議を行います。

承認第3号専決処分の報告及び承認について（令和6年度球磨村一般会計補正予算）についてを議題とします。

ご審議をお願いします。1番、永椎樹一郎君。

○議員（1番 永椎樹一郎君） 1番です。すみません、25ページで総務課長にお伺いしたいと思いますが、衛星無線整備設備整備負担金ということで660万円減額で、これは、これに特化した地方債といいますか、地方債でも減額をされております。

ただ、令和7年度この今議会で、また審議がされるのではないかと、令和7年度も同じような予算を計上してあるんですね。内容等を教えていただきたいと思います。設備等の内容。

○議長（舟戸 治生君） 総務課長、高永幸夫君。

○総務課長（高永 幸夫君） 衛星無線設備整備負担金ということで予算化をさせていただいたんですが、実はこれは令和6年度で熊本県下一斉に衛星無線の整備を行うということで計画をしておりましたが、これ県が中心となって指名審査、入札をかけたところ3回の不調不落によって、入札が応札してくれる業者がなかったというところで、今回6年度で減額をさせていただいて、また新たに令和7年度補正予算ということで計上をさせていただいたところでございます。

中身について少しご紹介させていただきますと、現状のこのシステムというのが第2世代システムというものでございます。防災行政無線については、衛星回線による市町村とのアナログの防災映像のみとなっております。受信専用の衛星アンテナを今整備してございます。

これをこの新たな事業によりまして第3世代システムということで、先ほど言いました衛星回線による市町村とのアナログ防災映像、それから受信専用の衛星アンテナに加えて、双受信の衛星アンテナに変更すると。

そして光回線不通時でも衛星から受信できるように改造する。そして、新たに衛星電話を新設、そして、災害画像の高画質化を図るものということになっております。

以上でございます。

○議長（舟戸 治生君） 1番、永椎樹一郎君。

○議員（1番 永椎樹一郎君） 1番です。課長、各庁舎に行けば、各市町村の庁舎に行けば上に、

パラボラアンテナといいますか、県との情報のやり取りであるとか、県から情報が来ますね、総務課のほうに。あの、衛星無線といいますか。あの無線の交信といいますか、県下一斉に交信をするということでございますね。

その中では今までできなかったデジタル画像、アナログだけじゃなく、デジタルで画像を送ったり、今、うちの災害状況が県のほうにもこの画像で行くとか、そういう双受信をする設備ということで間違いございませんか。はい、分かりました。

○議長（舟戸 治生君） ほかにありませんか。

○議員（２番 西林 尚賜君） はい、議長。

○議長（舟戸 治生君） ２番、西林尚賜君。

○議員（２番 西林 尚賜君） ２番です。昨年も同じような質問があったかと思いますが、予算書の２６ページですね。事務局費の中の高校生等教育支援補助金ということでマイナス２３４万円ということになっておりますけれども、昨年も申請の数が少なかったというところがありまして、今年は何れぐらいの世帯があつて申請をされて、申請をされなかった、そういったところの理由等をちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（舟戸 治生君） 教育課長、毎床貴哉君。

○教育課長（毎床 貴哉君） ただいまの質問にお答えいたします。

令和６年度のまず、高校生等教育支援補助金につきましては、対象世帯、対象者数を約６３名というところで、こちらにつきましては、現在どれだけ高校に通っているかとかというのが分からない部分もありますので、年齢的に６３名と対象者のところを出したところで、予算化をしたところでございます。

６年度実績につきましては、そのうちの２７件が申請をされたところでございます。周知等につきましては１月から２月ぐらいに広報、また村の公式の村のホームページ、それと公式のＳＮＳにて周知をしたところでございますけれども、それで申請をされていない理由については、こちらはまだ把握はしていないところでございます。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） ２番、西林尚賜君。

○議員（２番 西林 尚賜君） ３６件が申請をされていないということで、それぞれ理由はあるかと思います。当然その滞納等々で申請が通らないというケースもありますけれども、昨年もうちょっとこの辺は改善をしてくださいということで周知なりをお願いをしたんだと思うんです。

そういった割にはこの申請が、かなり少ないような気がするんです。せっかく子育て世代の支援をやっていく中で、もうちょっと改善ができないのかなというふうに思っています。

その下のこのＩＣＴ家庭教育推進補助金、これも多分同じことだと思いますけれども、そういつ

た周知も含めてこのＩＣＴも同じ理由なのか、その辺をちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（舟戸 治生君） 教育課長。毎床貴哉君。

○教育課長（毎床 貴哉君） 申請をされていないご家庭、周知というのがまだ皆さん方に、対象者の方には、行き届いていない部分もあるかとは思っておりますけども、村の広報とかＳＮＳ、昨年度、令和６年度に至っては、ＳＮＳでも周知を図ったところでございますけども、その前年度ともあまり変わっていないというような状況で、周知については確かにまだ課題があるのかなというところは思っているところでございます。

あくまでも補助金というところで交付申請をして交付決定通知書を出して、そういったところのやり取りというのも面倒なところも理由としてはあるのかもしれないところでございますけども、あくまでも補助金申請というようにところでございますので、執行部至ってはそのところで事務手続のほうをさせていただいているところでございます。

また、インターネットの補助につきましても、確かにこれも高校生と同じような条件ではございますけども、６年度の実績といたしましては１１５世帯あるうちの４８名というようなところでインターネットの助成金のところ、支給はしたところでございます。

そのほかにも、インターネット関係では家庭学習用のモバイルルーターの貸出し、そういったところ、こちらのほうはまだ２件というようなところでございますけども、そのような結果というところでございます。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） ２番、西林尚賜君。

○議員（２番 西林 尚賜君） まだ両方とも５０％超えてないわけですね。そこには課題というか周知不足というところがあるんだと私は思います。今年の当初予算を見ると、また、それなりの金額を計上してありますので、しっかりと実績を上げるという対策をぜひともしていただいて、子育て世代の家庭をしっかりと支えていただきたいと思いますので、取組のほうどうぞよろしく願いをいたします。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） ほかにありませんか。３番、宮本宣彦君。

○議員（３番 宮本 宣彦君） はい、３番です。２２ページ、農業振興費についてお尋ねしたいと思いますが、その中で産業振興対策補助金１８２万３千円の減額というふうになっておるようでございますが、そもそも令和６年度までは３割助成でしたので、それまで、去年までですね、それぞれご利用がある中で、やはりどうしても利用の促進につながっていないというところがあった中で、前回の条例改正で５割に改正がなされておりますので、令和７年度については何らか

の数値的なところは改善がされると思うんですけども、6年度につきまして、このように残額——補正で落とすというようなところがあったところの要因について説明をよろしく願いたします。

○議長（舟戸 治生君） 本会議の途中ですが、答弁調整のために休憩いたします。

午後2時24分休憩

午後2時26分再開

○議長（舟戸 治生君） 引き続き会議を再開します。

議員の質問に執行部の答弁を求めます。産業振興課長、淋辰生君。

○産業振興課長（淋 辰生君） お答えいたします。

この産業振興対策補助金につきましては、いろいろな補助メニューをこの中で入れております。

その中で実際に、例えば電柵に対する補助でありますとか、そういったものに関しましては、この補助率を3割から5割に上げたことによりまして、非常に補助の申請が多かったというものもございます。

ただ、それ以外の補助につきましては、例えば苗木の補助でありましたり、田畑の整備でありまして、そういった整備に関してはあまり申請が多くなかったということで、今回減額をさせていただいております。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 3番、宮本宣彦君。

○議員（3番 宮本 宣彦君） そもそも、この当初予算の中で、項目ごと、細目ごとに予算を立てられて合計幾らですよというようなところで、予算を立てられて執行されたということなんでしようけども、今言われたように項目ごとに、要するにニーズ、要望ですね、がやっぱ変化してくるわけですね。

そのところは前倒しでも要望があればそちらのほうのニーズにも応えていただいて、せっかく組んだ予算ですので、満額使い切るようなご案内といいますかは、要望を把握しておいてご案内するようなことも必要だと思うんです。

今後はその50%助成ということになりますので話もしやすいと思いますので、どうかその点は、せっかく予算化して現場のほうにそれが生かされないということになれば、せっかく、いろんな問題が解決しようとしているのに、それに対策が取られていないという結果になりますので、どうかその辺の情報収集をしっかりとって、で予算について使い切るというような思いで、村としては対応をお願いしたいと思います。

○議長（舟戸 治生君） ほかにありませんか。1番、永椎樹一郎君。

○議員（１番 永椎樹一郎君） １番です。教育課長にお尋ねをいたします。

２６ページに、今回事務局費の会計年度任用職員さんの報酬を１５１万９千円減額をしてあるんですね。１２月の臨時会でですよ。

１２月の臨時会で、３８８万６千円の増額補正をして、同じ事務局費の報酬でですね、会計年度の今回１５１万９千円の減額ということでございますので、この１２月に補正をしたときの理由と、今回減額になった、人員かなんかだと変化とかあっても、３８０万円の予算が要るから１２月の臨時会で補正を組んでしたのに、この３月のこれでは１５１万９千円を落とすという、どうしてこうなったのかを教えてくださいなと思います。

○議長（舟戸 治生君） 本会議の途中ですが、答弁調整のため休憩いたします。

午後２時３０分休憩

午後２時３６分再開

○議長（舟戸 治生君） 引き続き会議を再開します。

議員の質問に執行部の答弁を求めます。教育課長、毎床貴哉君。

○教育課長（毎床 貴哉君） 会計年度任用職員の今回の補正、また１２月の補正というところがございますけども、１２月に増額の補正を行った理由といたしましては、人事院勧告によります給料のベースアップが理由としてなっているところで、また、今回の専決の補正で減額補正をした理由といたしましては、会計年度任用職員、教育委員会のほうではスクールバスの運転手、また給食調理員と、多数おりますので、最後の人数の実績に応じて余った分を減額補正で落としたというところがございます。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） １番、永椎樹一郎君。

○議員（１番 永椎樹一郎君） すいませんね、課長。息がまだ上がっておるのに質問して。

何を言いたいかというと、ベースアップ分は、これは１２月するんですけども、教育委員会だけの臨時会で、特に３８０万円と多かったもので、もちろん分かります、人数が多いものですから、スクールバスさんだったり、給食士さんだったり、多いので分かるんですけども、私が言いたいのは、安易にこの増額をして、そしてまた３月になって減額をするという、ここにやっぱり貴重な財源でございますので、ここにはっきりとした根拠を示していかないとできないということで質問させていただきました。息をしてみてください、また後で聞きますから。

産業振興課長、お尋ねをいたします。この前も全協で言いました、貴重な財源として村有林が今度５，０００万円ぐらいだったですかね——１５ページ、４，８００万円今度補正をされて、１０億９７８万８千円が、もう最終的な一応決算額ということでございますけども、今回また

6月補正、法正林化もされますが、今大体この、収入といいますか、ここ何年でも構いませんけれども、この収入がやっぱりずっと続く、木材の価格がこうするんですけども、見通しとすれば、どうなんですか、その収入としての、この考えたときに以前と変わらんとやっぱりこのぐらいの収入が入ってくるのかどうか、ちょっとお伺いをしたいと思いますけど、予測でも構いません、これからが今年度もどうかということで。

○議長（舟戸 治生君） 産業振興課長、淋辰生君。

○産業振興課長（淋 辰生君） お答えいたします。

この木材の売払いの収入ということですが、今回補正させていただきました増額の要因としましては、県のほうの分収林のほうで、県のほうで切られたと、その分収林が入ってきたというのが今回大きな要因となっております。

今後の見込みも含めましてということでお話がありましたけれども、この県のほう、村が直接、素材売払いをする分とまた別にこういった形で、まあ、県は県のほうで立木伐採の計画を立てられると思いますので、なかなかそこはうちのほうでも読みにくいかなというふうに思っております。

村のほうとしては、毎年約10町、10ヘクタール分の法正林化というのを進めておりますけれども、それ以外の分についてはなかなか見込みが立たないかなと。あと、木材の単価もございますので、そのあたりが長期的な見通しという形では難しいかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 1番、永椎樹一郎君。

○議員（1番 永椎樹一郎君） やっぱ一番最初にこの60億円ぐらいの予算になったときに、国、県の補助とかなんかで44億円があつたりなんですよ、今回の63億円ぐらい——63億円のうちの今度44億5,000万円ぐらいが、国、県の補助金だったり交付金だったりするんですね。今、課長がありましたように1億円、そういう財産収入とかなんとかというのが、そこに関わってくるもんですから、やっぱり国、県の補助金あるいは交付金に頼らないといけないんでしょうけども、地方債がそしてまたどんどん——今はこの3億円ぐらいでいきますが、事業をするたびに、地方債、地方債ということであれば、事業をやっぱり計画的にやっていかないと、一遍にやっぱりできない部分もあると思うんですね。

村長、どうでしょうか、この63億円のうち44億円は、国、県からとか交付金とか交付税等々でしていくのに、やっぱり今後、地方債をどんどん使っていかなないとこの財政状況を見て、村長はどう今思われているのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（舟戸 治生君） 村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） お答えします。

議員言われるように、本当に村の課題は、そこに大きなものがあると思います。

ですから、なかなかその自主財源というのは、増やすことは急々にはできませんので、あとは今、限られた財政の中で、今後の復興、様々な事業を進めていかなければいけない。その中ではどうしても優先順位をつけながら、いかにその復興の事業であっても、やっぱりその、例えば、しばらくはもう据え置いて、何年か後に始めましょうかとか、そういった議論を今しているところでございます。

また、中長期財政計画に照らし合わせながらこれ進めておりますので、また議員の皆様方には時期が来ればしっかりとお示しをしたいと思います。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 1 番、永椎樹一郎君。

○議員（1 番 永椎樹一郎君） 1 番です。村長の言われるのは重々分かります。

ただ、していかなきゃいけないのは、優先順位をしていくのは当然だと思うんですけども、やっぱりこの決定をしていかないと、なかなか後ろ伝いにずるずるなってしまって、何も今決まらない部分があるとか、それは分かります、優先順位をつけていくのは分かるんですけども、やはりしっかりとそこには目標値といいますか、ここにこうやるぞということを、それは財政状況も踏まえた上で、中長期財政状況を踏まえた上で、やはり決めるところは決めていかなきゃいけないんだろうと思いますので、今後も、もうしっかりと、これは最終の予算ということでございますので、令和7年度も非常に厳しい状況の中だろうと思います。今後はやっぱりしっかりとそこは見通していただいて、ただ決めていくことは決めていかないと。ずるずる優先順位が低いだろうが高いだろうがじゃなくて、やっぱり復旧復興に向かって計画をした以上は、それをしていく。ただその中でやっぱり財政状況がどうしても追いつかないといいますか、それはこうこうこういう理由だからということでもいいんですけども、しかし、決めるところはやっぱり決めていかなきゃいけないと思いますので、ぜひよろしくお示しをしたいと思います。

教育課長、もう息は大丈夫でございますか、いいですか。トレイルランの負担金を、29ページ。村トレイルランの負担金を220万円補正して総合型地域スポーツクラブ育成事業助成補助金111万円落としてあります。実績に合わせてっていうのは分かるんですが、当初予算を組んだときにここまで見ていたけどもできなかったとかいろんな要因があると思うんですね。その要因を教えていただければと、減額になった要因を教えていただければと。

○議長（舟戸 治生君） 教育課長、毎床貴哉君。

○教育課長（毎床 貴哉君） まず、村のトレイルの負担金の220万円減額、このようになった大きな要因でございますけども、まず村のトレイルのショートコースを開催するに当たり、今回企業の協賛金というのは、人吉球磨管内の事業所からも頂いているところでございますけども、

こちらのほうが令和6年度の企業協賛金が105万円頂いたというようなところで、この収入に協賛金が大きく増えたことによって、この200万円の減額、村のほうにまた返すような形になったというのが大きな要因かと思われます。

それと、次に、総合型地域スポーツクラブの育成事業の補助金というようなところで、こちらにつきましては、部活動地域移行というようなところで、講師の報酬というようなところで組ませていただいたところでございますが、こちらのほうが講師の報酬がそこまで今回、土日の活動というようなところでの報酬というようなところでの支出になったというようなところで……。すいません、間違えました。

総合型地域スポーツクラブの育成事業補助金につきましては、14ページの歳入のほうに、教育費の県補助金というところに、保健体育費補助金176万9千円、こちらの地域スポーツクラブの活動体制整備事業補助金として、これは県のほうに申請をしたところで、県のほうからは、この申請をしたとおり176万9千円入ってくるというようなところで、お知らせが来ていたところで補正で組ませていただいたところでございます。

ただ、こちらのほうが、年が明けまして、県のほうからはこのうちの1週間から、2週間から3週間分の補助金しか来ないというような連絡があって、この県補助金につきましては、辞退をさせていただいたところで、それに合わせて歳出のほうも減額をしたと、111万円減額をしたというようなところでございます。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 1番、永椎樹一郎君。

○議員（1番 永椎樹一郎君） すみません、ちょっと私勉強不足で、今、言われるのがちょっと……。この負担金補助金事業をしますですね、事業をするのにこの事業に合わせて県から補助をもらいますですね。だから、この事業に対して補助も当然ここが減額になったなら、こっちのほうの減額にもなりますですね、補助も。だから、それは分かるんです。ただ、この負担金補助及び交付金だから、この負担金はどこに、地域型スポーツクラブをするのに、その負担金はどこに負担をして、そこの活動が、多分、課長の言い分だと、活動が、最初当初計画していた活動よりもちょっとできなかった部分というのがこの要因もあってということだが、負担金だもんですから、どこに負担するのかというのを聞きをちょこっとしたかったんですよ。その事業、確かに事業ができなかったのが減額というのは分かります。だから県の補助金あたりも減額になるのは分かるんですが、その要因といいますか、負担金をどこに、どういう性質のものかということでお聞きをしたところでございますけども、分かれば教えてください。

○議長（舟戸 治生君） 教育課長、毎床貴哉君。

○教育課長（毎床 貴哉君） 地域総合型スポーツクラブの育成事業補助金としてこちらのほうに

つきましては、スマイルスポーツクラブ、こちらのほうに負担金として入れて、そしてそのスマイルスポーツクラブのほうから地域の部活動移行ということで、ジュニアクラブというのがありますけども、そちらのほうに指導者報酬としていく予定のものというところでございます。

○議長（舟戸 治生君） 1 番、永椎樹一郎君。

○議員（1 番 永椎樹一郎君） 分かりました。ジュニアクラブ等々にするのに、なかなかまだ活動ができないので、そこにする負担金というのができなかった。私は、そういう事業が、ご存じのとおり途中でお辞めになりましたから、地域移行にする先生がお辞めになったので、その当初計画をしていた事業、ここまで地域移行、一般質問でもほかの議員がしましたように、どんどんこれから地域にそういうことをやっていくというようなことで始められたんですけども、途中でお辞めになって。だから計画をしていた事業が進まなかったのではないかなとちょっと思いましたもんですから、ご質問させていただきましたけれども、スマイルスポーツクラブということで、そこにそれを基本として地域移行をされるということであれば、しっかりとそこは、今度も先生は来られているかどうかは分かりませんが、そこを含めてぜひそこは計画をしっかりと立てただいて、すんなりとといいます、地域移行、これから必要でございますので、しっかりとそこをやっていただければと思います。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） ほかにありませんか。2 番、西林尚賜君。

○議員（2 番 西林 尚賜君） ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

予算書 24 ページ、非常備消防費の中で団員報酬という部分がありますけども、団員報酬に限って 130 万円ほど減額ということになっておりますけども、予算化されるときには定員で予算化をされるんだと思いますけども、ここでマイナス 130 万円ということは、定員と実際にいらっしゃる団員がやっぱり乖離しているといったところだと思いますけども、そういったところが、まずそういうことでもいいのかどうか、ちょっと確認をさせていただきます。

○議長（舟戸 治生君） 総務課長、高永幸夫君。

○総務課長（高永 幸夫君） 西林議員ご指摘のとおりだと思います。定員数はございますが、実際活動する消防団の数が少ないというのが現状かなというふうに考えております。

○議長（舟戸 治生君） 2 番、西林尚賜君。

○議員（2 番 西林 尚賜君） 実際、その定員数と実団員の差だとは思ってはいましたけども、当初予算を見ると、その辺、非常備消防費、総額は変わらないというか、増えてはいるんですけども、その辺やっぱり実態に合わせて予算化するということも大事なところだと思いますし、いろんな場面で言うておりますけども、消防団員の定数、やっぱり実際の定数に合わせるようにやっていかないと。昨年度から地域機能別ということで増えてはおりますけども、やっぱりその

しっかりとした定員という部分を確立した上で消防団の定員を決めていただきたいというふうに思いますし、予算に限っても、そのまろもろ出動報酬等々にも影響が来ると思いますので、その辺も含めまして、見直すときには見直していただきたいと思います。よろしく願いをしたいと
思います。

○議長（舟戸 治生君） ほかにありませんか。4番、板崎壽一君。

○議員（4番 板崎 壽一君） 4番です。教育課長によろしゅうございますか。

○教育課長（毎床 貴哉君） はい。

○議員（4番 板崎 壽一君） 先ほどの地域スポーツクラブの減額の分で、指導者が土日のジュニアクラブの、去年度からやっておられますが、その人員の把握といいますか、どこのクラブの指導者がこういうふうになっているとかいうような把握と、それが実際できて、今、人数が少ないから予算を立てていたよりも少なくなったから減額したのか、もし土日の指導者が増えて今度また上げなきゃいけないとかいうふうなことはないですか。

○議長（舟戸 治生君） 教育課長、毎床貴哉君。

○教育課長（毎床 貴哉君） 今、板崎議員がおっしゃられました指導者でございますけども、今現在、板崎議員にも剣道のほうの指導者として登録を頂いており大変ありがたく思っております。

剣道のほうにつきましては、今も、活動も昨年の9月からコーディネーターもいたこともありましてスムーズに移行をしているのかなというところで思っております。

ただ、バドミントン、野球、それと文化系の清流クラブ、そういったクラブがまだほかにもありますけども、指導者として登録いただいているのは、まだまだ教職員の先生方がメインでありまして、教職員の先生方も異動に伴って、また可能な教職員の先生方には登録をしていただいているというような状況で、人数が増えたかと言われましてらば、なかなか人数が増えているというような状況ではございません。こちら教職員ばかりに頼っているわけにはいきませんので、現在指導されている方、そのほかにも球磨村とは限らず、人吉の方面の方々とか、教育長先生の力も借りながら、指導者のほうも探してどうにかできないだろうかというところもお誘いをしたりもしております。

ただ、やはり人吉でされている方は、人吉で現在もされているというような状況もあって、指導者の増加というのはすぐすぐにはちょっと難しい現状かなというふうに思っておりますけども、こちらのほうにつきましても、今後指導者まだまだ教職員以外の先生方にもどうにか地域としてやっていけるような体制を、今後もどこまでできるかというところもありますが、頑張っってそういったところは見つけていきたいなというふうに思っているところです。

○議長（舟戸 治生君） ほかにありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告がありませんので、これから採決をいたします。

お諮りします。承認第3号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、承認第3号は原案のとおり承認されました。

次に、承認第4号専決処分の報告及び承認について（令和6年度球磨村国民健康保険特別会計補正予算）を議題とします。

ご審議をお願いします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告がありませんので、これから採決をいたします。

お諮りします。承認第4号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、承認第4号は原案のとおり承認されました。

次に、承認第5号専決処分の報告及び承認について（令和6年度球磨村簡易水道特別会計補正予算）を議題とします。

ご審議をお願いします。質疑ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告がありませんので、これから採決をいたします。

お諮りします。承認第5号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、承認第5号は原案のとおり承認されました。

日程第10．報告第2号 令和6年度球磨村一般会計予算繰越明許費繰越計算書について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第10、報告第2号令和6年度球磨村一般会計予算繰越明許費繰越計算書についてを上程します。

本案件について、提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 上程いただきました報告第2号令和6年度球磨村一般会計予算繰越明許

費繰越計算書についてご報告を申し上げます。

令和6年度の繰越明許費につきましては、令和6年度球磨村一般会計補正予算書の第2表繰越明許費補正でお示した事業を議決及び専決処分を行っております。

これらの事業は、年度内において支出を終わらない見込みであるため繰越しの設定をお願いしたものでございます。会計年度が終了し、実際に繰越使用を必要とする額が決定しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（舟戸 治生君） 説明が終わりましたので、本案件につきまして質疑はございませんか。

1番、永椎樹一郎君。

○議員（1番 永椎樹一郎君） 1番です。課長、これは復興課長ですかね、くらしの応援券。これも分かるんです。この前3月補正して、6月から商品券といいますか、順次発送するというところですけれども。神瀬がまだ来ていないと言われる。どうなっているのか、ちょっとすみません、本来の繰越計算書とはちょっと趣旨が違いますけれども、ちょっと教えていただければと思います。

○議長（舟戸 治生君） 復興推進課長、蔵谷健君。

○復興推進課長（蔵谷 健君） くらしの応援券につきましては、6月2日から発送を始めておりますけれども、やはりなかなか届いていないというご連絡も頂いております。大変申し訳なく思っておりますけれども、一応これは一勝地郵便局のほうにお願いをして配達をしていただいているんですけれども、どうしても今、全世帯は1回回っているということなんですけれども、ご自宅におられないというときにはそのまままた持って戻っているということでございます。これは金券でございますので、どうしても本人引渡しという形になりますので、そういう形で本人がいるときにお渡ししているということでございます。留守のときには、また持ち帰っているんですけれども、これが今から第2巡目に入るということで、そこを回るときには、どうしてもおられればそのままその時にお渡しができるんですけれども、おられないときには、そのときは不在連絡票を入れて、また連絡を郵便局に入れていただくというような形を今取っているところです。

今もご連絡を頂いたところについては、郵便局のほうに直接ご連絡を頂ければ取りに行きますということで、ご連絡はしているところでございますけれども、そういうことでなかなかお手元にまだ届かないという何件かご連絡も頂いております。大変ご迷惑おかけしているということもございますけれども、どうしても金券でございますので、本人手渡しというのが原則としてさせていただいているということです。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 1 番、永椎樹一郎君。

○議員（1 番 永椎樹一郎君） 課長、そういう電話しましたところは、おばあちゃんずっとおられるんですよ。家におられるんですよ。で、来ていないと。私も実は来ていないんです。というのが、私は、そうおらんならば不在票かなんか入っているんでしょう。（発言する者あり）不在票は入っていないんですね。いなければもう駄目なんですね。（「はい」と呼ぶ者あり）私ももらっていないんですけども、私は家にいたり、いなかったりするので分かるんですが、ばあちゃんはおられるのですが、やっぱりどこか分からんとですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）分かりました。じゃあ、いいです。また言っておきます。ばあちゃんというか、すみません、お電話いただいた方には確実にするということでお伝えしておきますので、ぜひお願いをしたいと思います。もう 1 ついいですか。

○議長（舟戸 治生君） はい、どうぞ。

○議員（1 番 永椎樹一郎君） 一つ、老人会の総会に行ったときに、私どもは車も乗らんし、コンビニにもなかなか行けないということで、何かありましたかね、どっかよその町村で、錦町とかなんとかは人吉でも使えるとかなんとかって言いましたですけども、そういうのはありますか。まずそこをちょっと、ないならないでいいです。というのが、そんなふうにおっしゃるんですよ。でも私は、その球磨村の商品券ですのでぜひ球磨村の事業所、商工会を含め球磨村で使ってくださいという意図が、この事業者を育成をするということでありましてということでお答えをしてきたんですが。それでいいのかなと思う、錦町かどっかは、人吉でも使えるんですよとか言われるけど、使えられてもこれは球磨村でぜひお願いします、球磨村の事業所の育成でもありますのでというお答えをしたんですけども、それでいいのかどうかちょっと、うそは言えませんが、分かりませんので。すいません。

○議長（舟戸 治生君） 復興推進課長、蔵谷健君。

○復興推進課長（蔵谷 健君） 今、議員がおっしゃるとおり、今回は物価高騰ということで各家庭の支援と併せまして、商工会の事業所支援というのも一緒にやっておるところでございますので、今回に限りましては、村内の事業所という形で使えるところをさせていただいているところでございます。この中から手を挙げられたところを中心に今やっておるところでございます。以上です。

○議長（舟戸 治生君） 1 番、永椎樹一郎君。

○議員（1 番 永椎樹一郎君） 使えないなら使えないで私は構わないと思います。この球磨村の事業所の支援にもなりますので、そこはしっかりと線引きをしていただいて構わないと思いますので、そこはこれまでどおりでやっていただければ。ただ、すみません、早く届くような手段をぜひお願いをしたいと思いますので、ばあちゃんというか、すみません、その方にはお伝えはし

ておきますのでよろしくお願いをしたいと思います。よろしゅうございます。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） ほかにありませんか。3番、宮本宣彦君。

○議員（3番 宮本 宣彦君） 3番です。総務管理費の中で被災住宅移転促進宅地整備事業、その下の宅地かさ上げ安全確保事業、その下の住宅移転事業。それぞれ被災をしましてもうすぐ5年がたとうとしておるわけなんですけども、これだけの予算を確保しているという意味合いについては理解しておりますが、この進みが遅くなっている理由ですよね。要は、現場の問題、それぞれ抱えている問題が違いますので、一概には言えないと思うんですが、予算が執行できない理由、そして、もしくは、逆に言えば、住民の方々がどういうふうに必要なということが分かっていないところも一部あると思います。そのような要因というのが、どのようなものが考えられるのか分かっていたら説明をよろしくお願いします。

○議長（舟戸 治生君） 復興推進課長、蔵谷健君。

○復興推進課長（蔵谷 健君） 申し訳ございませんでした。

被災住宅移転促進宅地整備事業なんですけれども、遅れているということでございますけれども、確かに遅れておりまして、これは用地買収が完了してないというところの理由がございまして、なかなか工事に着工できないというところがございましたので、遅れて繰越しという形にさせていただいているのでございます。

以上でございます。

○議長（舟戸 治生君） 3番、宮本宣彦君。

○議員（3番 宮本 宣彦君） 確かに用地、球磨村には土地がないというような状況がありますので、なかなか適切な用地を確保できないという事情は十分分かりますけども、やはり早く安定した生活につきたいというような住民の方々の意向というのは当初からあるはずですので、やはりその意向に沿うように加速度をつけてやっていただかないと、なかなか元の生活に戻れない、元の生活をしたいけども、なかなかそういう思いどおりに進まないというところがあると思います。やっぱり行政のほうとしては、やはり住民の方々のそういう生活安定、生活を確保するという責任がございまして、どういう理由が本当に今、問題点となっているのかというようなところを精査をしていただいて、なるべく早く執行していただいて、住民の方の生活再建に寄与していただきますようにどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（舟戸 治生君） ほかにありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑がありませんので、これで報告第2号についての報告を終わります。

. . .

日程第 1 1. 報告第 3 号 令和 6 年度球磨村一般会計予算事故繰越し繰越計算書について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第 1 1、報告第 3 号令和 6 年度球磨村一般会計予算事故繰越し繰越計算書についてを上程します。

本案件について、提出者の報告を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 上程いただきました報告第 3 号令和 6 年度球磨村一般会計予算事故繰越し繰越計算書についてご報告を申し上げます。

今回、事故繰越し報告をさせていただく 3 件は、工期に不測の日数を要したことで令和 6 年度中に事業完了ができないため、繰越し措置を取るものであり、地方自治法施行令第 1 5 0 条第 3 項の規定により報告するものでございます。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（舟戸 治生君） 説明が終わりましたので、本案件につきまして質疑はございませんか。

1 番、永椎樹一郎君。

○議員（1 番 永椎樹一郎君） 1 番です。建設課長がこっちをちらちらと後ろのほうに当ててやろうということ。

課長、農業用の事故繰越しについてはこの前、まだ未契約といいますか、この前全協のときにご説明があったのを含めて令和 2 年度であるんだろうと思います。ただ、この林業用、一番下に林業用、3 番目、これが東俣じゃなかったかな、ここをちょっと、内容はすいませんが教えていただきたいと思います。

○議長（舟戸 治生君） 建設課長、毎床公司君。

○建設課長（毎床 公司君） ただいまの林業用の災害施設復旧事業の中身ということで、これについては青戸線の 4 号、5 号箇所と川島大岩線の 1 号、2 号箇所となっております。

○議長（舟戸 治生君） 1 番、永椎樹一郎君。

○議員（1 番 永椎樹一郎君） 提案理由で、工期に不測の日数を要したことでということの提案理由だったと思うんですけども、どういう工事がちょっと難航しているとか、工事の内容、その青戸線にしろ川島大岩線にしろ、分かればというか、要因を教えていただければと思います。

○議長（舟戸 治生君） 建設課長、毎床公司君。

○建設課長（毎床 公司君） 遅れている原因ということですけど、この箇所については複数箇所が被災しておりまして、手前のほうから、行けるところから工事を進める上で、一番最後の一番奥、一番行けなかった箇所という形での場所になっておりますので、順番に手前から完成していつて、一番最後に残った箇所がこういう結果になっているということでご理解いただければと思います。

○議長（舟戸 治生君） 1 番、永椎樹一郎君。

○議員（1 番 永椎樹一郎君） ということは、その現場に行くためには、その工事が終わらないと先に行かれないからというようなことですよ。事故繰越は、課長、3 年ですよ、もう令和 2 年です。大丈夫なんですか。工期的といいますか、工事の終了というのは見込みができるんですか。

○議長（舟戸 治生君） 建設課長、毎床公司君。

○建設課長（毎床 公司君） ただいま 2 か所については、現在完了の見込みというのは立っております。契約業者さん相手も決まっております、一応工事のほうは進めているような状況でございます。

○議長（舟戸 治生君） 1 番、永椎樹一郎君。

○議員（1 番 永椎樹一郎君） じゃあ、課長。すみません。今度は一番上、これは工期は、発注はしているけども、してない、できないということですかね。この前説明していただいたですよ、全協のときに。ここの部分には未着手ですとか、そういうのを含めてここに入っているんじゃないでしょう。これはもう事故繰越での契約といいますか、工期は決まっているはずですので、これがまだ、見てください。翌年度繰越しと負担行為を見れば大分繰り越さないですよ……。大丈夫なんですか、見通しは大丈夫ですか、その令和 2 年度。

○議長（舟戸 治生君） 建設課長、毎床公司君。

○建設課長（毎床 公司君） ただいま農業用施設については、具体的には茂呂葉の用水路の工事となっております。そのほかにもございますが、主に大きな金額といたしましては、茂呂葉の頭首工の工事となっております、現在工事のほうは着手のほうはされていますが、事故繰越ということで今年度内には完成をとということで、今、事業のほうは進めている状況でございます。

○議長（舟戸 治生君） ほかにありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑がありませんので、これで報告第 3 号についての報告を終わります。

日程第 1 2. 報告第 4 号 令和 6 年度球磨村簡易水道特別会計予算繰越明許費繰越計算書について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第 1 2、報告第 4 号令和 6 年度球磨村簡易水道特別会計予算繰越明許費繰越計算書についてを上程します。

本案件について、提出者の説明をお願いします。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 上程いただきました報告第 4 号令和 6 年度球磨村簡易水道特別会計予算

繰越明許費繰越計算書についてご報告を申し上げます。

令和6年度の繰越明許費につきましては、令和6年度簡易水道特別会計第5回補正予算書の第2表繰越明許費でお示した事業を議決いただいております。

これらの事業は、年度内において支出を終わらない見込みであるため、繰越しの設定をお願いしたものでございます。会計年度を終了し、実際に繰越しを必要とする額が決定しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（舟戸 治生君） 説明が終わりましたので、本案件につきまして質疑はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしの発言があっており、ほかに質疑はありませんので、これで報告第4号についての報告を終わります。

日程第13. 議案第30号 財産の処分について（村有林の法正林化）

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第13、議案第30号財産の処分について（村有林の法正林化）を上程します。

本案件について、提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 上程いただきました議案第30号財産の処分について、提案理由をご説明申し上げます。

本件は、財産を処分することについて、地方自治法第96条第1項第8号及び球磨村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

今回処分予定の財産は、村有林立木で、所在地渡甲字壺枚畝及び狭迫永落、面積9.14ヘクタール、材積ヒノキ3,072立米で、樹齢は60年生でございます。平成25年度から村有林を活用した持続可能な循環型林業への法正林化を図り、雇用の創出と林業技術者の育成、村民所得の向上を目標に事業を展開していくこととしております。

ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

日程第14. 議案第31号 工事請負契約の締結について（グラウンド仮設団地改修工事（グラウンド側4列目））

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第14、議案第31号工事請負契約の締結について（グラウンド仮設団地改修工事（グラウンド側4列目））を上程します。

本案件について、提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 上程いただきました議案第31号工事請負契約の締結について、提案理由をご説明申し上げます。

本議案は、契約金額が5,000万円以上となるため、球磨村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

工事の内容につきましては、令和2年7月豪雨災害における被災者の仮設住宅として県が提供していた球磨村グラウンド仮設団地において、県から仮設住宅の一部の譲渡を受け、当該仮設住宅を恒久的な住宅に改修する工事でございます。

ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

日程第15. 議案第32号 工事請負変更契約の締結について（村道渡大槻線緊急自然災害防止対策工事）

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第15、議案第32号工事請負変更契約の締結について（村道渡大槻線緊急自然災害防止対策工事）を上程いたします。

本案件について、提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 上程いただきました議案第32号工事請負変更契約の締結について、提案理由をご説明申し上げます。

本議案は、令和7年第1回球磨村議会臨時会において議決いただきました村道渡大槻線緊急自然災害防止対策工事において、契約金額を62万4,421円減額し、6,330万3,512円に変更いたしたく、地方自治法第96条第1項第5号及び球磨村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

本工事施工箇所は、熊本県代行による村道渡大槻線道路災害復旧工事と隣接しております。今回の変更は、村施工箇所の土工について、熊本県代行の災害復旧工事で経費を計上するため数量の減となっております。現場吹付のり砕工については、地山の形状に合わせ施工をしていることから数量の増となっております。

また、道路路肩から河川までの高低差があるためガードレール設置等を追加しております。

このような理由から減額となるものでございます。

ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

日程第16. 議案第33号 工事請負変更契約の締結について（沖鶴橋配水管災害復旧工事）

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第16、議案第33号工事請負変更契約の締結について（沖鶴橋配水管災害復旧工事）を上程いたします。

本案件について、提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 上程いただきました議案第 33 号工事請負変更契約の締結について、提案理由をご説明申し上げます。

本議案は、令和 6 年第 7 回球磨村議会臨時会において議決いただきました沖鶴橋配水管災害復旧工事において、契約金額を 453 万 9,997 円増額し、5,392 万 9,997 円に変更いたしたく、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び球磨村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

今回の変更は、橋梁地覆部に配水管を添架するためのアンカーを施工する際、地覆内の鉄筋に当たらないよう調査するための調査費用を追加しております。また、水道用資材や仮設管等の撤去に係るコンクリート処分量が実績に応じて数量の増となっております。このような理由から増額となるものでございます。

ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

日程第 17. 議案第 34 号 球磨村診療所の設置及び管理に関する条例の制定について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第 17、議案第 34 号球磨村診療所の設置及び管理に関する条例の制定についてを上程します。

本案件について、提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 上程いただきました議案第 34 号球磨村診療所の設置及び管理に関する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

球磨村診療所は、これまで建物を無償で貸し付け、民間で運営を行われていましたが、院長がご高齢で後任の医師も見つからないことから、運営母体の医療法人からは最終期限を令和 8 年 3 月として診療所の運営から撤退する旨の方針について伝達がございました。

村としましては、他町村の診療所の運営状況等を調査の上、球磨村診療所での診療を継続するため、熊本県の助言を受けながら関係機関との協議を進めてまいりました。

検討の結果、令和 8 年 4 月からは村営の診療所として開設し、ノウハウのある民間事業者等が管理する指定管理方式で運営することが最善策であると判断し、本条例を制定するものでございます。

ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

日程第 18. 議案第 35 号 球磨村情報通信施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第 18、議案第 35 号球磨村情報通信施設の設置及び管理に

関する条例の一部を改正する条例の制定についてを上程します。

本案件について、提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 上程いただきました議案第35号球磨村情報通信施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正は、令和2年7月豪雨災害後に復旧しましたセンター施設、受信店施設の所在地及びサービス提供区域を現状に合わせて改正するものでございます。

ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

日程第19. 議案第36号 令和7年度球磨村一般会計補正予算について

日程第20. 議案第37号 令和7年度球磨村国民健康保険特別会計補正予算について

日程第21. 議案第38号 令和7年度球磨村後期高齢者医療特別会計補正予算について

日程第22. 議案第39号 令和7年度球磨村簡易水道特別会計補正予算について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第19、議案第36号令和7年度球磨村一般会計補正予算についてから、日程第22、議案第39号令和7年度球磨村簡易水道特別会計補正予算についてまでは、令和7年度の一般会計及び特別会計補正予算ですので、4議案を一括して上程します。

本案件について、提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 一括上程いただきました議案第36号から議案第39号について、提案理由をご説明申し上げます。

まず、議案第36号令和7年度球磨村一般会計補正予算について、ご説明申し上げます。

歳出からご説明いたします。

初めに、各費目においては、4月の人事異動に伴い人件費の補正を行っております。

予算書10ページの財産管理費では、一勝地交流センター「かわせみ」、2階温泉等、床の老朽化に伴う張替工事費を計上しております。

次に、物価高騰対応重点支援地方創生事業費では、県の交付金を活用して、原油価格高騰等により影響を受けているLPガス使用世帯への追加支援を行い、料金の負担軽減を図ってまいります。

予算書11ページの参議院議員選挙費では、適切な選挙執行の徹底及び事務の効率化を図るため、投票用紙自動交付機を購入する費用を計上しております。

次に、社会福祉総務費では、障害福祉サービスにおいて、就労選択支援が創設されることに伴うシステム改修費を計上しております。

予算書12ページの環境衛生費では、村有地内に埋設されていた産業廃棄物の処分に要する費用を計上しております。

また、水道水源開発事業では、浦野地区の新たな水源を開拓するため、ボーリング工事等に係る経費を補助してまいります。

予算書 13 ページの林業振興費では、ジビエ解体処理・加工施設に係る実施設計を行った結果、当初予算では想定していなかった仕様変更が必要となり、工事費を増額しております。具体的には、解体処理工程に合わせた枝肉懸垂レールの設置や、施設天井高を考慮した特注扉、結露や雑菌の発生リスクを抑制するための温度・湿度調整設備など、施設全体への変更が生じたためでございます。

次に、山村振興対策費では、国の農山漁村振興交付金を活用し、農地保全や地域資源の活用、住民の生活支援を行うくまむら地域再生協議会への貸付に係る予算を計上し、地域の課題解決に向けた取組を支援してまいります。

予算書 14 ページの非常備消防費では、国の補助金を活用し、消防団設備に関する備品を整備してまいります。

次に、防災費では、県との協定に基づき、防災無線の衛星通信を第3世代システムに移行するための負担金を計上しております。

予算書 15 ページの学校管理費では、北校舎児童用トイレを使用する児童生徒の身体的負担を軽減するために、校舎内和式トイレを洋式トイレに取り替える工事費を計上するとともに、北校舎屋内運動場内に校章及び校歌看板を設置する工事費を計上しております。

次に、教育振興費では、学校給食費助成金について食材費の高騰により、小学校費、中学校費ともに予算を増額しております。

さらに予算書 15 ページから 16 ページの教育振興費及び公民館費では、図書管理システムをクラウド化し、北校舎、南校舎、村の公民館、図書館とのデータ連携を行うことで事務の効率化を図るため、システム導入に係る費用を計上しております。

歳入につきましては、国県支出金を事業費や交付決定に合わせて補正するとともに、普通交付税、基金繰入金、地方債等を追加しております。

なお、地方債は、第2表にお示ししておりますとおり、ジビエ解体処理・加工施設建設事業の増額等を行い補正しております。

このようなことから、今回は1億1,581万7千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ55億6,381万7千円とする予算を編成したところでございます。

次に、議案第37号令和7年度球磨村国民健康保険特別会計補正予算について、ご説明申し上げます。

まず、歳出につきましては、総務費において、子ども・子育て支援金制度の円滑な施行及び高額療養費制度の基準額見直し、また、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う資格確認書等の

使用変更に伴うシステム改修業務につきまして、委託料を増額しております。

歳入につきましては、国民健康保険システム改修の財源として国庫支出金及び県支出金を増額しております。

このようなことから、今回は811万5千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ4億9,549万6千円とする予算を編成したところでございます。

次に、議案第38号令和7年度球磨村後期高齢者医療特別会計補正予算について、ご説明申し上げます。

まず、歳出につきましては、総務費において、子ども・子育て支援金制度の円滑な施行に向けた後期高齢者医療システム改修業務として委託料を増額しております。

歳入につきましては、後期高齢者医療システム改修の財源として、一般会計繰入金を増額しております。

このようなことから、今回は330万円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ6,695万円とする予算を編成したところでございます。

最後に、議案第39号令和7年度球磨村簡易水道特別会計補正予算について、ご説明申し上げます。

まず、歳出につきましては、人事異動に伴う職員手当等の増額補正を行っております。

歳入につきましては、当初予算において繰入金に計上しておりました地方債2,520万円を村債に組み替えて補正を行っております。

このようなことから、今回は86万5千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ2億2,346万5千円とする予算を編成したところでございます。

以上、令和7年度一般会計及び特別会計補正予算について、ご説明を申し上げます。

ご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（舟戸 治生君） 審議の途中ですが、ここで10分間の休憩を取ります。

午後3時37分休憩

午後3時47分再開

○議長（舟戸 治生君） それでは、休憩前に引き続き本会議を再開します。

日程第23．諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第24．諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第23、諮問第1号及び日程第24、諮問第2号は、人権擁護委員候補者の推薦ですので、2議案を一括して上程します。

本案件について、提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 上程いただきました諮問第1号及び諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

まず、諮問第1号についてご説明申し上げます。

人権擁護委員は、本村におきまして3人の委員により、それぞれ3年の任期でお務めいただいておりますが、現在、お務めいただいております浅野美津子委員の任期が、令和7年9月30日で満了しますので、引き続き同氏を推薦したく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会のご意見を求めるものでございます。

浅野氏は、令和4年10月1日に法務大臣から委嘱を受け、人権擁護委員としての職責、使命を深く認識されながらご活躍されております。また、元保育士として村内の保育園にご勤務されている経験から、広く社会や地域の実情に通じられておられる方で、人権擁護委員として最も適任であると考えます。

次に、諮問第2号についてご説明申し上げます。

人権擁護委員として、現在、お務めいただいております東さゆり委員の任期が令和7年9月30日で満了しますので、引き続き同氏を推薦したく、先ほどの浅野氏と同様に、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会のご意見を求めるものでございます。

東氏は、令和4年10月1日に法務大臣から委嘱を受け、人権擁護委員としての職責、使命を深く認識されながらご活躍されております。また、平成26年から平成29年8月まで主任児童委員としてご活躍されたご経歴もお持ちであり、温厚で責任感も強く、人権擁護委員として最も適任であると考えます。

以上、2件の人権擁護委員候補者の推薦についてご説明を申し上げます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

日程第25．発議第3号 球磨村議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第25、発議第3号球磨村議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを上程します。

本案件について、提出議員の説明を求めます。7番、嶽本孝司君。

○議員（7番 嶽本 孝司君） 発議第3号につきまして、提案の趣旨の説明を申し上げます。

議員定数につきましては、令和7年第2回定例会において次期選挙時から議員定数を現行の10人から8人とする条例の一部を改正する議案を提出し、否決した経緯があります。その後、議会では、来年の村議会議員選挙を控え、この問題を先送りにはできないと考え、再度、全員で

協議、検討を行いました。その結果、次期選挙から議員定数を10名から9名にする議案を今回提案するものです。

どうかよろしくご審議いただき、ご決定いただきますようお願い申し上げ、提案理由の趣旨説明といたします。よろしくお願いいたします。

**日程第26．発議第4号 球磨村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例
の制定について**

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第26、発議第4号球磨村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを上程します。

本案件について、提出議員の説明を求めます。10番、田代利一君。

○議員（10番 田代 利一君） 発議第4号球磨村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案の趣旨説明を申し上げます。

今回の改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、本条例において引用する条項にずれが生じることから条文の整備を行うため、本案を提出するものです。

どうかよろしくご審議いただき、ご決定いただきますようお願い申し上げ、提案理由の趣旨説明といたします。

○議長（舟戸 治生君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は、6月18日午前10時から開きます。

本日はこれで散会します。お疲れさまでした。

午後3時53分散会
